

一般社団法人ワールドスケートジャパン 個人正会員規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連 盟」という）定款第3章第5条第1項および第14章 第62条により、個人正会員規程を定める。

(個人正会員資格)

第2条 個人正会員は、会長の推薦する理事または学識経験者とし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会)

第3条 個人正会員は、定款第6条に定める入会申込書による申し込みをしなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金 1万円

2, 年会費 1万円

3, 個人正会員は毎年度所定の会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第5条 個人正会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第6条 個人正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第7条 個人正会員は定款第10条の条件を失ったとき資格を喪失する。

(改正)

第8条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

付 則

1. この規程は令和5年5月27日に施行実施する。